


# 「雑がみ」のごみ分別について

町では、ごみの減量化と資源化を推進するため、雑がみを10月から本格的に分別回収を行っております。

「雑がみ」収集において、除外されるもの(禁忌品)が一部混入している事例がありましたので、次の事項を確認のうえ、資源ごみ回収にご協力をお願いいたします。

## 雑がみ




**平成29年  
4月～試行  
10月～実施**

- 菓子箱などの紙箱、ティッシュペーパーの箱、カレンダー、ノート類、紙袋、包装紙、トイレトペーパーの芯、割り箸の袋など
- カレンダー、ノート類の金属部分は取り除いて、「燃えないごみ」へ。
- 汚れた紙、特殊加工された(防水加工、金紙・銀紙がついた)紙、シュレッダーにかけた紙は「燃えるごみ」へ。

紙袋、町指定ゴミ袋が同等以上の透明な袋(紙袋を使用する際は、ひもで結んでください。)

紙箱は  
開いて



## 「雑がみ」とは?


家庭から排出される古紙のうち、新聞(折込チラシを含む)、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれの区分にも入らないものを言います。

具体的には、家庭で不要となった投込みチラシ、パンフレット、コピー紙、包装紙、紙袋、紙箱などの紙全般を指します。

## 「雑がみ」から除外されるもの(禁忌品)

食品・洗剤・臭い・汚れ等が付着しているもの、金紙、銀紙の使用されているもの、防水加工やプラスチックとの複合素材の製品は回収の対象から除きます。(→燃えるごみへ)

## 「雑がみ」を排出する際の留意事項

- シールが貼られたはがきや封筒は、シールを取り除くこと。
- プラスチックフィルムのついたティッシュ取り出し口や窓枠封筒は、その部分を取り除くこと。
- プラスチックフィルムが貼られた雑誌の表紙などは、その部分を取り除くこと。
- 金属やプラスチックが付着したファイル、バインダーは金属やプラスチックを取り除くこと。
- 紙や紙箱に貼られた粘着テープは、取り除くこと。
-  紙製容器包装マークのあるものでも、「除外されるもの(禁忌品)」は、「燃えるごみ」に分別すること。

★判断に困ったときは「燃えるごみ」へ分別し、禁忌品を理解しましょう!!★

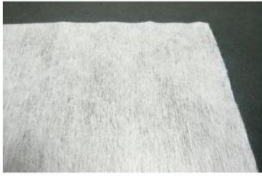
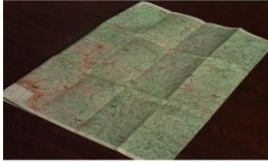
※「雑がみ」から除外される禁忌品は裏面を参照してください。

お問い合わせ先 岩手町農林環境課 環境森林係 電話 62-2111(内線 308)

# 「雑がみ」から除外されるもの（禁忌品）例

<p><b>カバンや靴などの詰物</b></p>  <p>(カバンの緩衝材)</p>	<p><b>昇華転写紙</b></p>  <p>(アイロンプリント紙)</p>	<p><b>感熱性発泡紙 (立体コピー紙)</b></p>  <p>(点字印刷物)</p>	<p><b>臭いのついた紙</b></p>  <p>(石鹸や柔軟剤の包装箱)</p>
---	--	---	---

<p><b>食品残渣のついた紙</b></p>  <p>(ピザ、ケーキなどの食品を直接包装した容器)</p>	<p><b>ろう(蠟)段 (ワックス付段ボール)</b></p>  <p>(輸入青果物・水産加工品を入れる段ボール箱)</p>
---	---

<p><b>不織布</b></p>  <p>(マスク、簡易お手拭、包装紙など)</p>	<p><b>使い捨ておむつなど</b></p>  <p>(紙おむつ、生理用品、ペット用トイレシート)</p>	<p><b>合成紙 ストーンペーパー</b></p>  <p>(地図、選挙ポスター)</p>	<p><b>石、ガラス、土砂、 金属(工具、機械部品を含む) 木片、布類、プラスチック類</b></p> 
--	---	--	--

<p><b>箔押しされた紙</b></p>  <p>(金銀の折り紙など)</p>	<p><b>建材に使用される紙</b></p>  <p>(壁紙、防水シートなど)</p>	<p><b>圧着はがき</b></p>  <p>(公共料金の請求書)</p>	<p><b>シール、粘着テープ</b></p>  <p>(雑誌付録など)</p>
---	---	--	---

<p><b>新聞折込チラシ、雑誌、カタログに付随したサンプル類</b></p> <p>広告</p>  <p>(サンプルが付いたままの新聞折込チラシ、雑誌)</p>	<p><b>防水加工された紙</b></p>  <p>(紙コップ、紙皿、紙製のカップ麺容器など)</p>
--	--

<p>カーボン紙 ノーカーボン紙</p>  <p>(宅配便の伝票など)</p>	<p>感熱紙</p>  <p>(レシートなど)</p>	<p>印画紙</p>  <p>(写真)</p>	<p>硫酸紙 (パーチメント紙)</p>  <p>(クッキングシートなど)</p>
<p>ラミネート紙、樹脂・アルミコーティング紙</p>  <p>(酒パックなど)</p>	<p>着色した 果物類のクッション材</p>  <p>(色の濃いもの)</p>	<p>「雑がみ」は分別ルール を守って出しましょう!!</p>	

## 「雑がみ」から除外される禁忌品一覧

禁忌品名称	リサイクルできない理由	注意点、使用例など
カバンや靴などの詰物 (使用済み昇華転写紙)	・古紙処理工程で取り除けず、製品にカビ状の斑点になって現れます。	・詰物(緩衝材)が使用済み昇華転写紙かどうか見た目では判断が難しいため、すべて可燃物に出してください。
昇華転写紙 (アイロンプリント紙) (捺染紙)	・古紙処理工程で取り除けず、製品にカビ状の斑点になって現れます。	・裁縫用の型紙などに使われています。 ・見分け方は字や絵柄が逆になっています。
感熱性発泡紙 (立体コピー紙)	・古紙処理工程で取り除けず、製品の表面に凹凸が発生します。	・主に点字印刷物(図や絵)に使われ、点字冊子に挟み込まれていることがあります。 ・感熱性発泡紙かどうか判断できない時には、可燃物に出してください。
合成紙 ストーンペーパー	・合成樹脂を主原料としており、製紙工場の機械故障を引き起こします。	・屋外で使用する選挙ポスターや地図に使用されています。
石ガラス金属 土砂木片布類 プラスチック類	・製紙工場の機械故障を引き起こします。	・雑誌付録のCD、DVDが外されていなかったり、食器などが包装箱に入ったまま古紙に出されることがあります。
臭いのついた紙	・古紙処理工程で完全に脱臭することができず、製品に臭いが残ってしまいます。	・洗剤・たばこ・線香・香料の箱、芳香紙、石鹼包装紙などがあげられます。
食品残渣のついた紙	・食品で汚れており、腐敗・異臭などの衛生上の問題があります。	・ピザやケーキの包装箱に食品が付いたもの、ハンバーガーなどを包んだ紙などがあげられます。
汚れた紙	・衛生上の問題があります。	・油のついた紙、使い終わったティッシュペーパーやペーパータオル、ペットの汚物処理した紙などがあげられます。

禁忌品名称	リサイクルできない理由	注意点、使用例など
ろう(蠟)段 (ワックス付段ボール)	・ろう(蠟)、ワックスが塗られた段ボールで、古紙処理工程で取り除けず、新しい段ボールに油染みができてしまいます。	・輸入青果物や水産加工品を入れる段ボール箱に使われています。
新聞折込チラシ、雑誌、カタログに付随したサンプル類	・製紙原料とならない異物です。	・シャンプーや化粧品カプセルがあげられます。 ・カプセル類は取り外してください。
箔押しされた紙	・古紙処理工程で取り除けず、製品が金属反応を示してしまいます。	・金銀の折り紙などがあげられます。
建材に使用される紙	・製紙原料とならない異物が含まれています。	・壁紙、防水シート、石膏ボードなどがあげられます。
圧着はがき (親展はがき)	・のりが完全に取り除けず、まとまった粘着物が機械や製品に付着します。	・公共料金の請求書、ダイレクトメールに使われています。
シール 粘着テープ	・のりが完全に取り除けず、まとまった粘着物が機械や製品に付着します。	・リサイクルできる台紙はありますが、シールは剥がしてください。
ラミネート紙、樹脂・アルミコーティング紙	・紙ではない成分が含まれ、取り除けなかった樹脂片が製品に付着し、印刷不良を引き起こします。	・アイスクリームのカップ、カップ麺のふた、お酒のパック、ガムの内側の包装紙などがあげられます。
カーボン紙 ノーカーボン紙	・特殊なインクを完全に取り除けず、斑点が製品に現れます。	・複写用紙、伝票類、宅配便の伝票などに使われています。
感熱紙	・特殊なインクを完全に取り除けず、発色して斑点が製品に現れます。	・レシート、ロール状のFAX用紙などがあげられます。
印画紙	・古紙処理工程で離解できず、製紙原料となりません。	・写真、アルバム、インジェット用写真用紙などがあげられます。
硫酸紙 (パーチメント紙)	・古紙処理工程で離解できず、製紙原料となりません。	・クッキングシート、中華まん・ケーキ類の底紙、薬包紙などがあげられます。
抄色紙※ (判定基準A、Bを除く)	・色が抄き込まれており、水に色が付いたり、製品に色が付きます。	・色紙、色画用紙などがあげられます。
果物類のクッション材	・色が抄き込まれており、水に色が付いたり、製品に色が付きます。	・色の濃い果物類のクッション材などがあげられます。
防水加工された紙	・古紙処理工程で離解できず、製紙原料となりません。(飲料用パック類は「紙パック」へ分別)	・紙コップ、紙皿、紙製のカップ麺・ヨーグルト・アイスクリーム容器などがあげられます。
紙製品でないもの	不織布	・樹脂繊維でできているものが多く、製紙原料にはなりません。中でも使用済みのものは衛生上の問題があります。
	使い捨ておむつ 生理用品 ペット用トイレシート	・紙おむつには吸収性ポリマーなど紙ではない成分が含まれています。中でも使用済みのものは衛生上の問題があります。
	合成紙 ストーンペーパー	・合成樹脂を主原料としており、製紙工場の機械故障を引き起こします。
	石ガラス金属 土砂木片布類 プラスチック類	・製紙工場の機械故障を引き起こします。

★判断に困ったときは「燃えるごみ」へ分別し、禁忌品を理解しましょう!!★

お問い合わせ先 岩手町農林環境課 環境森林係 電話 62-2111(内線 308)